|  |  |
| --- | --- |
| リフォームの内容を問わず対象から除く工事 | 備　　考 |
| 増築 |  |
| 基礎・相当数の主要構造物に工事が及ぶ改築 |  |
| 床面積の増減を伴う改築 |  |
| 除却 |  |
| 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる店舗のリフォーム工事 |  |
|  |  |
| 工事内容 | 備　　考 |
| 対象 | 屋根の塗替え、葺き替え、防水工事 |  |
| 外壁の張替え、塗装工事 |  |
| 内壁の張替え、塗装工事 |  |
| 天井の張替え、塗装工事 |  |
| フローリングの新設、張替え |  |
| ガス設備工事 | 機器の取替えは熱源変更を伴う工事の費用として含まれる場合のみ対象とする。また、都市ガスへの切替え、オール電化工事、太陽光発電工事等に係る費用も対象とする。 |
| 電気設備工事 |
| 給湯設備工事 |
| 換気扇・レンジフードの新設 |  |
| 防音工事、防音サッシへの取替え |  |
| 断熱工事 |  |
| 床暖房工事 |  |
| 浴室ユニット・浴槽の新設 |  |
| 便器の新設、取替え | 取替えは、便器の様式を変更する場合に限る。 |
| 洗面台の新設 |  |
| キッチンユニットの取替え |  |
| 食洗機、オーブン等の新設、取替え | キッチンユニット交換に伴うビルトインタイプの機器の設置で、工事の費用として含まれるものに限る。 |
| 内装の張替え |  |
| 部屋の間仕切りの新設、変更 |  |
| ふすま、障子、畳、窓の新設 | 畳の表替え、裏返しも可とする。 |
| 建具・開口部の新設、取替え | 建具の取替えは、開口部工事を伴う場合に限る。 |
| 造り付け収納家具の新設、修理 |  |
| 一部対象 | 耐震改修に関する工事 | 市が実施する他の助成制度を利用している場合は、その補助対象額を除いた金額のみ対象とする |
| バリアフリーに関する工事 |
| 合併浄化槽に関する工事 |
| 対象外 | 車庫、物置、倉庫等の工事 |  |
| 門扉、ブロック塀等の外構工事 |  |
| 植樹、剪定等の植栽工事 |  |
| 雨水浸透桝の設置工事 |  |
| 貯水槽、雨水タンク設備の設置工事 |  |
| 防犯ライト・カメラの設置工事 |  |
| ハウスクリーニング、排水管清掃等 | ここでのハウスクリーニングとは、水まわりのカビ落し、換気扇の洗浄、フローリングのワックス掛け等をいう。 |
| この表において定めのないもの | この告示の趣旨に基づき、別途市長が判断する。 |